

広島県選挙管理委員会告示第五号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年二月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

公職選挙事務取扱規程（昭和三十四年広島県選挙管理委員会告示第十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第四号様式までの様式中「平成」及び「印」を削る。

別記第五号様式から別記第六号の二様式までの様式中「平成」を削る。

別記第九号様式及び別記第九号の二様式中「平成」を削る。

別記第十一号様式から別記第十一号の八様式までの様式中「平成」及び「印」を削る。

別記第十八号様式中「平成」及び「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 公職の候補者、推薦届出者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者、推薦届出者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。